

# 一般社団法人網走青年会議所役員選任に関する規則

## 第1章 総 則

- 第1条 定款第23条に定める役員選任の手続きは、この規定の定めるところによる。
- 第2条 役員選任に関する事務を管理するため、理事長選挙管理委員会（以下選管委員会と称する）及び役員選考委員会（以下選考委員会と称する）を置く。

## 第2章 理事長選挙管理委員会（選管委員会）

- 第3条 選管委員会の定員は5名とし、毎年5月末日迄に理事会の承認を得て理事長が正会員の中より指名する。選管委員会に欠員が生じたときには直ちに前項に準じて補充する。
- 第4条 選管委員会は、互選により1名の委員長を定める。委員長は、委員会の会務を総理し、委員会を代表して選管委員会は、あらかじめ委員の中から委員長事故あるときに委員長を代理するものを定めておかなければならない。
- 第5条 選管委員会の任期は、選挙事務処理が完了した時迄とし、その結果を文章により理事長に報告しなければならない。

## 第3章 告 示

- 第6条 理事長の選挙に関する告示は、すべて選管委員長の名を以って文章により会員を通知し、事務局に告示する。

## 第4章 選挙権及び被選挙権

- 第7条 法人会及びそれに基づく定款第23条第3項により、理事が理事長選挙権を有する。
- 第8条 本会議所の正会員の中で下記の一項に該当する者は理事長の被選挙権を有する。
- (1) 副理事長・専務理事経験者
  - (2) 理事・監事経験2回以上の者
  - (3) 日本JC役員・地区協役員・ブロック協役員
  - (4) 過去二年間の平均出席率（例会事業及び推進室あわせて）70%以上の者
- 但し、理事長経験者及び選挙人名簿確定日迄の所定の会費を納入しない者は、これを有しない。

## 第5章 理事長の候補者

- 第9条 被選挙権を有する会員で理事長の候補者になるときは、選挙権を有する3名以上の正会員の推薦を必要とし、選管委員会の定めた期日迄に次の書類を添えて届けなければならない。
- (1) 候補者の履歴書及び青年会議所に於ける経歴書
  - (2) 推薦者名簿
- 但し、候補者の推薦は1名についてのみ行うことができる。
- 第10条 選管委員会が定めた期日迄に候補者の届出がないときは、理事会が10日以内に理事長予定者を推薦する。理事会の承認を得た理事長予定者は推薦を得た日より10日以内に第9条に規定された書類を添えて選管委員会に届出なければならない。
- 第11条 選管委員会は、審査の結果候補者の資格が正しければ、直ちにこの旨を正会員に告示しなければならない。

## 第6章 理事長の選挙

- 第12条 理事長選挙の投票は、総会に於いて選管委員会の所定の用紙を用いて行う。投票日及び投票場所は、選管委員長がこれを告示する。
- 第13条 理事は、他の理事の委任を受けて投票を行うことはできない。但し、理事にして投票日に投票できないときは、不在者投票を行うことができる。不在者投票に関する事項は、選管委員会においてこれを定める。
- 第14条 投票及び開票に際しては3名以上の立会人を置く。立会人は選管委員会において指名する。但し、立会人は正会員たるを要しない。
- 第15条 理事長の候補者が複数以上で第1位の候補者の得票数が有効投票数の過半数に達しないときは第2位の候補者と再投票を行うものとする。
- 第16条 理事長の候補者が1名のと看には正会員の3分の2以上の信任を得なければならない。その方法については理事会において定める。

## 第7章 選挙運動

- 第17条 選挙運動に関する項については、理事会の議をへてこれを定めることができる。

## 第8章 選挙人名簿

- 第18条 選挙人名簿は、毎年6月30日までに選挙委員会において確定する。
- 第19条 本会議所は、選挙人名簿を事務局に於いて随時閲覧に供する。
- 第20条 天災地変その他の事故によって必要あるときは、さらに選挙人名簿を確定する。

## 第9章 当 選 人

第21条 当選人が確定したときは、選管委員長は直ちにその旨を告示し、且つ総会に報告しなければならない。但し、当選人及び推薦人が、その選挙に関して本規則及び定款諸規則に違反したときは、理事会の議を経てその当選を無効とする。

## 第10章 役員選考委員会（選考委員会）

第22条 本年度理事長は、次年度理事長当選者の決定後すみやかに選考委員会を招集しなければならない。

第23条 選考委員会は、次年度理事長当選者・本年度理事長・同副理事長・同専務理事を以って構成し、その中より選考委員長及び副委員長各1名を互選により決定する。

委員長事故あるときは副委員長が代理する。次年度理事の定数は選考委員会において決定する。

## 第11章 選考委員会の任務

第24条 選考委員会は、次年度理事長を除く理事選任にあたるため、第18条に規定された選挙人名簿により正会員に対し所定の役員推薦用紙を発送し、次年度理事候補者の推薦を求める。但し、推薦用紙発送のとき推薦に必要と思われる参考資料を同封することができる。また、推薦用紙に一連番号を付することもできる。

第25条 正会員は前条により送付された推薦用紙に正会員の中より次年度理事に推薦したい者10名以内を連記し且つ記名捺印の上、密封して選考委員会の指定する日時以内に同時以内に同委員会宛返送しなければならない。

第26条 選考委員会は、前条より送付を受けた推薦用紙を審査し、その中より理事未経験者を2名以上選ばなければならない。選考委員会の指定した日時を経過して到着した推薦用紙は、特別の事情がない限り無効とする。

第27条 次年度監事は、正会員の中から選考委員会において推薦する。

第28条 選考委員会の決議及び評議の内容は公表しない。

## 第12章 次年度理事長当選者の推薦

第29条 次年度理事定数の残りの数は、次年度理事当選者が推薦する。

第30条 次年度副理事長・同専務理事は、選考された次年度理事予定者および前条により推薦された者の中から次年度理事長当選者が推薦し、理事会の承認を必要とする。

### 第13章 総会の承認

第31条 選考委員会及び次年度理事長当選者は、それぞれの選考及び推薦した次年度理事・監事候補者名簿を本年度理事長に提出しなければならない。本年度理事長は、前項の名簿を総会に提出しその承認を経なければならない。

### 第14章 次年度予定者会議

第32条 次年度理事長予定者は、翌年度の事業計画、予算案等に関し、総会の承認を得るために次年度の理事予定者会議を設定しなければならない。同会議においては、翌年度に行う事業案件の討議及び議決を妨げない。

附 則

この規則に定めるもののほか役員選任に関して必要な事項は理事会の議をへて別に定めることができる。本規則は、一般社団法人網走青年会議所の設立の登記の日より施行する。